

企画競争に関する公告

下記のとおり公告します。

平成25年11月12日

支出負担行為担当官
沖縄防衛局長 武田 博史

1 業務概要

- (1) 業務名 陸上自衛隊那覇駐屯地の用地取得に係る不動産鑑定評価業務
- (2) 業務内容 陸上自衛隊那覇駐屯地の用地として購入に係る不動産鑑定業務
- (3) 履行期限 平成26年1月17日

2 企画書の提出者に必要な要件

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 平成25・26・27年度防衛省所管の競争参加資格（全省庁統一資格）において、資格の種類が「役務の提供等」でC又はDの格付けを受け、九州・沖縄地域に競争参加資格を有する者であること。（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、再度級別の格付けを受けていること。）
- (3) 契約担当官等から、取引停止等の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 不動産の鑑定評価に関する法律（昭和38年7月16日法律第152号）第24条に基づく登録を受けている不動産鑑定業者であること。
- (5) 沖縄県内に事務所を設けている者であること。
- (6) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（（2）の再度級別の格付けを受けた者を除く）でないこと。
- (7) 都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格業者については、競争参加を認めない。
- (8) 契約を締結するまでの間に、都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格業者とは契約を行わない。

3 企画競争手続等

(1) 担当部局

〒904-0295 沖縄県中頭郡嘉手納町字嘉手納290-9
沖縄防衛局総務部会計課会計係
電話 098-921-8181（内線：133）

(2) 企画競争参加説明書等の交付期間、交付方法等

交付期間： 平成25年11月12日（火）から平成25年11月27日（水）まで（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項に規定する行政機関の休日（以下「行政機関の休日」という。）を除く。）の毎日、午前9時から午後5時まで。ただし、正午から午後1時の間を除く。

交付場所： 上記（1）担当部局に同じ。

交付方法： 印刷物による貸与とし、選定・非選定の通知を受けた日から14日以内に持参又は郵送等により返却するものとする。（郵送等による場合は期限内必着。）

その他： 交付に当たっては、上記2（2）に掲げる競争参加資格の格付けを受けている者、又は企画書等の提出期間内に当該資格の取得見込者を対象とする。

(3) 企画書等の提出期間、提出場所及び提出方法

提出期間： 平成25年11月12日（火）から平成25年11月27日（水）まで（行政機関の休日を除く。）の毎日、午前9時から午後5時まで。ただし、正午から午後1時までの間を除く。

提出場所： 上記3（1）に同じ。

提出方法： 持参又は郵送（書留郵便により期限内必着）によること。

4 委託業者の選定方法

提出された企画書により評価をし、優秀と認められる上位1者を選定する。

5 その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 契約保証金 免除。

(3) 企画書等に虚偽の記載をした者は提出資格を失う。

(4) 企画書等の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。

(5) 提出された企画書等は返却しない。

(6) 提出された企画書等は提出者に無断で使用しない。

(7) 提出期限以降における企画書等の差し替え及び再提出は認めない。

(8) 契約書作成の要否 要。

(9) 関連情報を入手するための照会窓口 上記3（1）に同じ。

(10) 詳細は企画競争参加説明書による。